

新旧対照表

新 (改正後)				旧 (改正前)			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。				第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、 やまめ(さくらます を含む。)	さお釣・ 手釣	年間 1日限り	<u>12,000</u> 円 3,300 円	あゆ、こい、 やまめ(さくらます を含む。)	さお釣・ 手釣	年間 1日限り	<u>9,000</u> 円 3,300 円
あまご(さつきます を含む。)				あまご(さつきます を含む。)			
いわな、にじます				いわな、にじます			
やまめ(さくらます を含む。)	さお釣・ 手釣	年間 1日限り	6,000 円 3,300 円	やまめ(さくらます を含む。)	さお釣・ 手釣	年間 1日限り	6,000 円 3,300 円
あまご(さつきます を含む。)				あまご(さつきます を含む。)			
いわな、にじます				いわな、にじます			
あゆ、こい、さくら ます、 さつきます、うなぎ	地びき網	年間	60,000 円	あゆ、こい、さくら ます、 さつきます、うなぎ	地びき網	年間	60,000 円
	川舟及び いかだ	年間 (一隻)	33,000 円		川舟及び いかだ	年間 (一隻)	33,000 円
	徒手採捕、た も網及び投 網(さお釣及 び手釣も行 うことがで きる。)うな ぎに限り、は え縄、籠、箱、 つけ釣(穴釣 及びさお釣、 手釣を行う ことが出来 る。)	年間	<u>20,000</u> 円		徒手採捕、た も網及び投 網(さお釣及 び手釣も行 うことがで きる。)うな ぎに限り、は え縄、籠、箱、 つけ釣(穴釣 及びさお釣、 手釣を行う ことが出来 る。)	年間	<u>15,000</u> 円

新 (改正後)				旧 (改正前)			
2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。				2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。			
魚 種	区 分	期 間	遊 漁 料	魚 種	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	高齢者 (75 才 以上の県内者 に限る)	年間	2,000 円	あゆ、こい やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	高齢者 (75 才 以上の県内者 に限る)	年間	2,000 円
	中学生 高校生	年間	1,100 円		中学生 高校生	年間	1,100 円
	身体障害者 (手 帳所持者に限 る)	年間	2,000 円		身体障害者 (手 帳所持者に限 る)	年間	2,000 円
あゆ、こい、 やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	女性	年間	6,000 円	あゆ、こい、 やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	女性	年間	4,500 円
		1 日限り	1,650 円			1 日限り	1,650 円
やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	女性	年間 1 日限り	3,000 円 1,650 円	やまめ (さくらま すを含む。) あまご (さつきま すを含む。) いわな、にじます	女性	年間 1 日限り	3,000 円 1,650 円

この改正は令和9年6月1日より施行する。